

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 3年 6月 30日

京都府知事 様

提出者

住 所 舞鶴市字北吸1044番地
氏 名 舞鶴市長 多々見 良三



電話番号 0773-62-1999

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和2年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	舞鶴市上下水道部東浄化センター
事業場の所在地	京都府舞鶴市字市場小字竜宮732番地
事業の種類	下水道処理施設維持管理業
産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	40,323 t	全処理委託量	4,066 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	4,066 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	36,257 t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
※事務処理欄			

(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：汚泥)

有償物量
不要物等発生量

不要物等発生量

排出量
①34,107

自ら直接再生利用した量
②

排出量
①34,107

自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量
③

項目	実績値	自ら中間処理した量	自ら中間処理した後の残さ量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑪のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑫のうち再生利用率	⑬のうち熱回収を行う業者への処理委託量
①排出量	34,107	④34,095	⑥3,659	⑨				
②+⑧自ら再生利用を行った量								
⑤自ら熱回収を行った量		④のうち熱回収を行った量 ⑤	自ら中間処理により減量した量 ⑦30,436	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量 ⑩3,671	⑪のうち熱回収認定業者への処理委託量 ⑫3,671	⑪のうち優良認定処理業者への処理委託量 ⑫3,671	⑬のうち再生利用率 ⑭	⑮のうち熱回収を行う業者への処理委託量 ⑯
⑦自ら中間処理により減量した量	30,436							
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量								
⑩全処理委託量	3,671							
⑪優良認定処理業者への処理委託量								
⑫再生利用率	3,671							
⑬熱回収認定業者への処理委託量								
⑭熱回収を行う業者への処理委託量								

自ら中間処理した後再生利用した量 ⑧	⑪のうち再生利用業者への処理委託量 ⑫3,671
自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量 ③	自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量 ⑭
自ら中間処理した量 ④34,095	自ら中間処理した後の残さ量 ⑥3,659
自ら中間処理した量 ④34,095	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量 ⑩3,671
自ら中間処理した量 ④34,095	⑪のうち熱回収認定業者への処理委託量 ⑫3,671

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 廃油)

有 債 物 量
不要物等発生量

不	要	物	等	発	生

排 出 量
①0

自ら直接 再生利用した量
②

排 出 量
①0

自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量
③

項目	実績値	自ら中間処理した量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量									
①排出量	0	④	⑥	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
②+⑧自ら再生利用を行った量													
⑤自ら熱回収を行った量													
⑦自ら中間処理により減量した量													
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量													
⑪全処理委託量	0												
⑫優良認定処理業者への処理委託量													
⑬再生利用率	0												
⑭熱回収認定業者への処理委託量													
⑮熱回収を行う業者への処理委託量													

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：ガラス屑・コクリート屑・及び陶磁器屑)

```

graph TD
    A[有價物量] --> B[不要物等発生量]

```

		自ら直接 再生利用した量	自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量
	②		
		①0.016	

項目	実績値
①排出量	0.016
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	0.016
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：金属屑)

有 傷 物 量	
---------	--

不要物等発生量	
---------	--

排 出 量	①0.018
-------	--------

項目	実績値	
①排出量	0.018	
②+⑧自ら再生利用を行った量		
⑤自ら熱回収を行った量		
⑦自ら中間処理により減量した量		
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量		
⑩全処理委託量	0.018	
⑪優良認定処理業者への処理委託量		
⑫再生利用業者への処理委託量		
⑬熱回収認定業者への処理委託量		
⑭熱回収を行う業者への処理委託量		

自ら直接再生利用した量	②	自ら中間処理した後再生利用した量	⑧
自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	③	自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑯
自ら中間処理した量	④	自ら中間処理した後の残さ量	⑥
④のうち熱回収を行った量	⑤	自ら中間処理により減量した量	⑦
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量		直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑮
⑩全処理委託量	⑯	⑪のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑭
⑪優良認定処理業者への処理委託量		⑫再生利用業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量		⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量		⑭熱回収を行う業者への処理委託量	⑮

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：廃プラスチック類)

有 傷 物 量

不要物等発生量

自ら直接再生利用した量
②

排出量
①0.132

項目	実績値	自ら中間処理した量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	直接及び自ら中間処理した後の處理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への處理委託量	⑪のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への處理委託量
①排出量	0.132	④	⑥	⑦	⑨	⑬	⑭
②+⑧自ら再生利用を行った量							
⑤自ら熱回収を行った量		④のうち熱回収を行った量					
⑥自ら中間処理により減量した量		⑤					
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量							
⑩全處理委託量	0.132				⑩①.132		
⑪優良認定処理業者への處理委託量						⑪のうち優良認定処理業者への處理委託量	
⑫再生利用業者への處理委託量						⑫のうち再生利用業者への處理委託量	
⑬熱回収認定業者への處理委託量						⑬のうち熱回収認定業者への處理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への處理委託量						⑭のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への處理委託量	⑪

自ら直接再生利用した量
②

自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量
③

自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量
⑫

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理について、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

